

1. 開催の趣旨

- 高齢運転者による重大な交通死亡事故が相次ぎ、交通死亡事故における高齢運転者の割合が上昇。また、本年3月には、認知症対策を強化する改正道路交通法が施行。今後更なる高齢化が進む中、自動車の運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存せずに生活の質を維持していくことが課題。
- 昨年11月15日の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」において、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進める」との総理指示が出されたところ、国土交通省においても、関係省庁や地方公共団体等とも連携し、地域の交通の確保について検討する必要。
- 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、有識者等による「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催。

2. メンバー

【有識者等】

鎌田 実	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授（座長）	石川 貴美子	秦野市福祉部高齢介護課担当課長 兼 課長代理
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授	田中 亮一郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー 連合会副会長 兼 地域交通委員長
吉田 樹	福島大学経済経営学類准教授	水田 誠	一般財団法人全国 福祉輸送サービス協会副会長
溝端 光雄	自由学園最高学部講師	平位 武	公益社団法人日本バス協会理事 兼 都市交通委員会副委員長
三星 昭宏	関西福祉科学大学客員教授		
河崎 民子	近畿大学客員教授		
	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク副理事長		

+ 【関係省庁】 国土交通省、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省

高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめ概要

- 検討の背景**
- 高齢運転者による重大な交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題
 - 昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめる」との総理指示
 - 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催

具体的方策

1. 公共交通機関の活用

- ・ 高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ
- ・ 乗合タクシー等高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携
- ・ タクシーの相乗り促進
⇒ **配車アプリを活用した実証実験** 【平成29年度中実施】
- ・ 過疎地域におけるサービス維持のための取組

2. 貨客混載等の促進

- ・ 貨客混載の推進
⇒ **過疎地域における旅客運送と貨物運送のかけもち** 【平成29年6月末までに結論】
- ・ スクールバス等への混乗

3. 自家用有償運送の活用

- ・ 検討プロセスのガイドライン化
⇒ **市町村等が行う自家用有償運送の導入の円滑化** 【平成29年度中実施】
- ・ 市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化
- ・ 地方公共団体等に対する制度の周知徹底

4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

- ・ ルールの明確化
⇒ **道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化** 【平成29年度中検討・結論】
- ⇒ **営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが自治体の車両を活用するなど、輸送の対価に当たらない支援を例示** 【平成29年9月までに実施】
- ・ 実施にあたっての条件整備
- ・ 「互助」による輸送の導入に関する情報提供

5. 福祉行政との連携

- ・ 介護サービスと輸送サービスの連携
⇒ **地域における運輸部門と福祉部門の連携強化** 【速やかに周知】
- ⇒ **介護保険制度の移動支援サービスの明確化・普及拡大** 【平成29年7月までに実施】

6. 地域における取組に対する支援

- ・ 地方運輸局の取組強化
- ・ 制度・手続等の周知徹底
- ・ 地域主体の取組の推進

事務・権限移譲の考え方（道路運送法第88条）

過疎地域の移動手段、介護等福祉を支える輸送といった地域住民の生活維持に必要な自家用有償旅客運送に関する事務・権限については、地域で判断できる裁量を拡大するため、希望する市町村又は希望する都道府県に移譲する。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）（平成26年6月4日公布）により改正

→ 平成29年6月末現在、**8県11市区町村**に対して事務権限を移譲済み

県：栃木県、埼玉県、新潟県、長野県、岡山県、佐賀県、大分県、鹿児島県
市区町村：北海道池田町、美深町、豊富町、茨城県五霞町、東京都江東区、神奈川県横浜市、大和市、富山県富山市、徳島県つるぎ町、熊本県山江村、球磨村

権限移譲後の指定自治体からの意見

- 自家用有償旅客運送の実施団体と自治体との関係が密になったことで、より自治体を中心となった交通施策の働きかけが可能となった。また、交通ニーズへの対策がより迅速に行えるようになった。
- 県の立場から、市町村等と連携を図りながら、地域公共交通の状況を把握することができるようになった。
- 自治体へ窓口が一本化されたことにより、より手続きがスムーズに行えるようになった。
- 自家用有償旅客運送に関する事務作業に関して、担当部署の事務負担が増加。